L_{25}　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.0154
イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0166
L_{26}　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.0027
イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0027
L_{27}　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.0010
イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0009
L_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0011
イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0011

M_n　平成n年度において発行について同意又は許可を得た学校給食施設に係る学校教育施設等整備事業債（発行について地方財政法第5条の3第6項の規定による届出がされた地方債のうち同条第1項の規定による協議を受けたならば同条第11項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）等（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、平成14年度から平成28年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、公害防止事業債、財源対策債、平成12年度から平成14年度までの各年度及び平成16年度から平成28年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債並びにBにおいて別表第三の十三に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係る地方債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額（平成22年度から平成28年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続の整備事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）

N_{14}＝0.0126
N_{15}＝0.0130
N_{16}＝0.0144
N_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.0096

L_{25}　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.0033
イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0032
L_{26}　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.0027
イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0027
L_{27}　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.0010
イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0009

M_n　平成n年度において発行について同意又は許可を得た学校給食施設に係る学校教育施設等整備事業債（発行について地方財政法第5条の3第6項の規定による届出がされた地方債のうち同条第1項の規定による協議を受けたならば同条第11項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）等（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、平成14年度から平成27年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、公害防止事業債、財源対策債、平成12年度から平成14年度までの各年度及び平成16年度から平成27年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債並びにBにおいて別表第三の十三に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係る地方債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額（平成22年度から平成27年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続の整備事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）

N_{14}＝0.0126
N_{15}＝0.0131
N_{16}＝0.0145
N_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.0097